

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

令和 8 年 7 月公表

熊本県後期高齢者医療広域連合長

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
第 19 条第 6 項の規定に基づく実施状況については、以下のとおりです。

1 取組状況

目標項目	実施状況
年次有給休暇取得率 向上	計画的な年次有給休暇、夏季休暇の取得とともに、ゴールデンウィーク及び年末年始等の期間と合わせた連続休暇の取得促進のため各職員へ周知を行った。また、7 月から翌年 1 月にかけて、班長以上が参加するミーティングにて職員の年度途中の年次有給休暇取得状況の報告を毎月行った。
超過勤務の縮減	業務分担と協力体制については、おおむね例年どおり運用しており、夜間の会議出席等については時差出勤での対応を行った。
男性職員の家庭生活 （家事・育児等）へ の参加促進	全職員を対象に休暇制度の周知を実施した。また、7 月から時差出勤制度の運用を開始し、男性職員が家庭生活に参加しやすい職場の環境整備を行った。
各役職段階に占める 女性職員の割合の拡大	構成市町村の人事に関与するものであるが、派遣依頼のときには、バランスを考慮し、必要に応じて可能な限り女性職員の派遣依頼を行った。
ハラスメント防止対策の整備	職員からの苦情相談制度を周知した。今後も安心して相談できる体制の整備づくりを図るため、周知を継続していく。
非常勤職員に対する 研修	外部研修（地方公共団体情報システム機構主催の情報セキュリティに関するリモートラーニング研修）を受講した。

2 数値目標に対する進捗状況

目標項目	数値目標	最新値	設定時最新値
職員の年次有給休暇取得率向上	75% (令和7年度までに)	73.61% (年休付与日から1年間)	67.83% (R2.1.1～12.31)
	年5日未満の職員数をゼロとする	年5日未満者 0名	年5日未満者 2名
超過勤務の縮減	月45時間以上の超過勤務職員をゼロとする	1名 (令和7年度)	0名 (令和2年度)
男性職員の家庭生活(家事・育児等)への参加促進	配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護休暇を取得した職員割合を100%とする	配：－% 育：－% 子：50.00%	配：100.00% 育：33.33% 子：80.00%
各役職段階に占める女性職員の割合の拡大	課長以上 20%以上 主幹・主査・参事 25%以上	課長以上 0.00% 主幹・主査・参事 46.67%	課長以上 0.00% 主幹・主査・参事 55.56%
非常勤職員に対する研修	年1回以上 (令和3～7年度)	1回(延べ16コース) (令和7年度)	1回(延べ5コース) (令和2年度)